

令和2年5月15日

各社会福祉法人代表者様
各指定障害福祉サービス事業所管理者様
各指定障害児通所支援事業所管理者様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
障害者支援課

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
適切な感染防止対策の協力要請について（依頼）

令和2年5月14日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言の対象地域から本県が解除されたことを受け、4月18日に制定した緊急事態措置を5月15日に解除するとともに、新たな「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下「対処方針」）を制定し、これに基づいて引き続き感染拡大防止を図ることとしています。

ついては、職員に対し、対処方針に掲げる次の事項の遵守について、周知徹底していただきますようお願いいたします。

なお、この緊急事態宣言の解除に伴い、社会福祉施設等の使用制限の協力要請については、解除されました。

【協力要請事項（要請期間：令和2年5月31日まで）】

- (1) 週末については、不要不急の外出をしないこと。
- (2) 外出する場合には、「3つの密」を徹底的に避けるとともに、体調管理、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等の基本的な感染対策を実施すること。
- (3) 屋内外を問わず、家族以外との大人数での会食や、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等に参加しないこと。
- (4) 夜間の繁華街の接客を伴う飲食店を利用しないこと。
- (5) 緊急事態宣言が発令されている都道府県への人の移動は厳に避けること。また、その他の都道府県についても、不要不急の移動は避けること。
- (6) 在宅勤務、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩通勤などにより、通勤時の人との接触を減らすこと。
- (7) 感染者・医療福祉関係者やその家族などを誹謗・中傷・差別しないこと。

担当 指導検査グループ

電話 082-513-3158 (ダイヤル)

(担当者 片桐、越智、橋中)